

Japanese

ファクトシート 1 オーストラリアにおける障害を理解しましょう

このファクトシートは、文化や言語が異なる地域社会の皆さんに障害に関して情報を翻訳して提供するため、AMPARO アドボカシーが作成したものです。

1. 障害とは？
2. オーストラリアにおける障害
3. 障害の種類
4. 早期にサポートを受ける
5. 必要なサポートを受ける
6. サポートが必要な場合の連絡先
7. 障害者サービスへの変更点
8. 通訳の手配
9. 意見を述べるためのサポートを受ける



1. 障害とは？

身の回りのことをする、歩く、動き回る、見聞きする、はつきりと考える、学習する、などが困難な場合、障害をお持ちの可能性があります。障害があると、日々の活動を行うことが難しい事もあります。

障害は、事故、トラウマ、病気により引き起こされる場合や、生まれつきの場合があります。障害とは通常、長期的に継続し、生涯続くもので、数ヶ月間病気であったり、骨折して治癒する場合は、障害とはいえません。

また、自宅、職場、地域社会で自由に動けるか、公共交通機関を利用できるか、地域社会でどのように扱われるかなど、周りの人がその人をどのように考えているか（態度）や物理的環境も、その人の能力に影響を及ぼすことがあります。

2. オーストラリアにおける障害

オーストラリアでは、障害をお持ちの方も、他の人たちと同じ権利の下、他の人たちができる事ををすることが許されており、公平な対応を受ける、学ぶ、働く、住む場所や生き方を選ぶなどの権利があります。

障害を持っていても、充実した生活を送り、目標や夢を達成し、地域社会の一員として貢献することができます。障害をお持ちの方には多くの強みや能力があり、新しい技能を修得することも可能です。

障害を持つ方は家族や地域社会の一員として生活したいと願っており、オーストラリアの法律

はそれを支持しています。オーストラリアでは、障害を持つ方を差別することは違法です。

障害があることで物事を行う方法が違うため、次のような点で支援が必要な場合があります。

- シャワーや風呂に入る
- 着替える
- 起床、就寝する
- 話をし、理解してもらう
- 買い物をする
- 地域社会の一員になる
- 職場や医療機関へ行く
- 車椅子などの機器を購入する
- 家事を行う、充実した生活を送る

3. 障害の種類

知的障害

知的障害をお持ちの方は、新しいことを学ぶ、問題を解決する、集中する、記憶することに他の人よりも努力を要する場合があります。最も一般的な原因として、次のような事があげられます。

- 生まれつき
- 妊娠中の問題（酸素が充分でなかったなど）
- 健康上の問題
- 食料や医療ケアが充分でなかった

身体障害

身体障害は、歩行や排尿制御など、その人の身体機能や体を動かす能力に影響を及ぼしたり、脚や腕がないなど、身体の一部に関わっている場合があります。身体障害の原因は多くあり、生まれつきの場合や、事故や病気が原因である場合もあります。脊椎の損傷、脳性まひ、多発性硬化症なども身体障害に含まれます。

神経障害

神経障害は、話す、考える、体を動かすなど、脳の情報処理方法や身体への情報伝達方法に影響を及ぼします。生まれつきの場合や、後天的に生じる場合、事故などが原因の場合があります。

精神障害

精神障害をお持ちの方は、考え方、感じ方、行動のしが難しく、人間関係、仕事や生活する能力に影響が出ることがあります。例えば、日々の生活を送る能力に影響するほど重度のうつ病を患っている場合、人間関係、仕事、人生の楽しみに影響が出ることもあります。

知覚障害

聴力障害、視力障害、発語障害などがあります。

後天性脳損傷

後天性脳損傷とは、出生後に起きた脳の損傷です。自動車事故やスポーツ事故などの事故、脳卒中、脳腫瘍、アルコールや薬物の乱用、誤用、急性中毒によっても引き起こされます。脳損傷による影響は、軽度で短期間の場合や、重度で一生涯に続く場合もあります。

自閉症

自閉症の方は、言語、コミュニケーション、社会能力の習得を難しく感じることがあったり、また聴覚、触覚、味覚、臭覚、光、色に敏感な場合があります。

4. 早期にサポートを受ける

お子さんに障害があるかもしれないと思ったら、いち早くサポートを受けることでお子さんの成長や発育が促進され、後年必要なサポートが少なくなります。

また、早期サポートにより、ご家族がお子さんの障害を理解し、適切なケアをすることができるようになります。

5. 必要なサポートを受ける

障害をお持ちの方とそのご家族の中には、必要なサポートを受けることが難しいと感じる方いました。障害とは何かを理解することは重要です。障害の有無の見分け方について、掛かり付けの医師にご相談ください。障害を持つ方とそのご家族のためのサービスやサポートがあります。

6. サポートが必要な場合の連絡先

クイーンズランドにお住まいで、ご自身あるいはご家族の方にサポートが必要な場合、13 74 68までお電話の上、障害サービス（Disability Services）担当者と現状についてお話ししたい旨お伝えください。

7. 障害を持つ方へのサポートの新たな変更

障害をお持ちの方とそのご家族が必要なサポートをどのように受けられるかが、今後3年に渡り大きく変更、改善されます。最新情報は、National Disability Insurance Scheme（全国障害保険制度）のウェブサイト www.ndis.gov.au、またはお電話 1800 800 110 にてご確認ください。通訳が必要な場合には、131 450 までお電話でご連絡ください。

8. 通訳や翻訳情報が必要ですか？

クイーンズランド州政府が出資している障害を持つ方向けの全てのサービ



スでは、必要な場合通訳を使用することが義務付けられており、サービス利用者から通訳の使用を希望することもできます。同様に National Disability Insurance Scheme (全国障害保険制度)でも通訳をご提供します。通訳者は訓練を受けており、情報は全て機密として扱われます。これらのサービスでは、利用者がきちんと理解できる形で情報を提供することが求められるため、必要であれば情報を日本語などの母国語に翻訳してもらうよう要請することもできます。

9. 権利擁護サポート

あなたのニーズについて率直な意見を述べるためにサポートが必要な場合には、**権利擁護機関 (advocacy agency)** からサポートを受けることもできます。

クイーンズランドでの連絡先 :

AMPARO Advocacy (Brisbane)	3354 4900
Capricorn Citizen Advocacy (Rockhampton)	4922 0299
Gold Coast Advocacy	5564 0355
Independent Advocacy Townsville	4725 2505
Ipswich Regional Advocacy Service	3281 6006
Mackay Advocacy Inc	4957 8710
Queensland Advocacy Incorporated	3844 4200
Rights In Action Incorporated (Cairns)	4031 7377
Speaking Up For You (Brisbane/ Caboolture)	3255 1244
Sunshine Coast Citizen Advocacy	5442 2524
The Advocacy and Support Centre (Ipswich)	3812 7000
The Advocacy and Support Centre (Toowoomba)	4616 9700
People with Disability Australia (Bundaberg, Fraser Coast, Logan, Mt Isa, Sunshine Coast)	1800 422 015



苦情を申し立てても大丈夫です。

ある機関に連絡するように言われたにもかかわらず、その機関がサポートを提供しない場合、きちんとサポートを提供するよう求めたり、苦情を申し立てたりしても、全く問題ありません。

文化の違いや障害のために差別を受けたと感じたら、Queensland Anti-Discrimination Commission (クイーンズランド州差別禁止委員会)、電話番号 1300 130 670 までご連絡ください。

この情報は AMPARO Advocacy Inc. が作成したものです。出版された時点で情報が正確であることを確実にするためできる限りの配慮がなされました。この資料は概要を提供するためのものであり、正確、最新ではない場合や、個々の状況に対しては完全ではない場合があります。個別にアドバイスを受けることを強くお奨めします。

日付 : 2015 年 8 月



53 Prospect Road, Gaythorne, QLD 4051
PO Box 2065, Brookside Centre, QLD 4053
www.amparo.org.au info@amparo.org.au

phone 07 3354 4900
Interpreter Service 131450